

第  
4594  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 22日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 給与所得者の特定支出の控除

**Q**：来年から、サラリーマンの特定支出控除が改正されますが、適用を受けるにはどうしたらいいのでしょうか？

**A**：確定申告書に適用を受ける旨、特定支出の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与支払者の証明書を添付します。

### 【解説】

平成25年から、給与所得者が特定支出をした場合の給与所得の金額の計算方法が変わることになっています。

特定支出とは、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）、帰宅旅費、資格取得費、研修費、転居費、通勤費をいい、職務の遂行に直接必要なものとして、給与等の支払者が証明したものが該当します。この支出が、給与所得控除額の1/2を超える場合には、この適用を受けるメリットがあります。

適用を受けるには、領収書等を確定申告書に添付必要がありますが、電車賃など1回の乗車が1,000円以下のものについては添付は不要となっています。また、領収書等には、領収書の他、振込受取書や支出の事実及び金額を証明する書類も含まれます。また、通勤定期券のコピーや定期乗車券購入証明書についても、その支出の事実及び支出した金額が明らかになるものであれば、これが認められます。なお、鉄道・船舶・自動車を利用する場合、「乗車・乗船に関する証明書」は、一の交通機関の利用に係る運賃が15,000円以上のものに限り必要とされています。

